

2023年4月

お客さま 各位

株式会社 池田泉州銀行

外国為替取引時の確認資料提出のお願い

いつも池田泉州銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊行では一部の外国為替取引において、ご依頼時にお取引内容の確認資料の提出を必須とさせていただきます。

誠にお手数ではございますが、お客さまのご理解、ご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

なお、資料の提出をいただいても、後日追加で資料の提出をいただく場合や、対外発電までにお時間をいただく場合があります。また、お取扱できないこともございますのであらかじめご了承ください。詳細につきましては下記をご参照ください。

記

1. お取引内容の確認資料提出をお願いする取引

※下記以外の場合でも、高額取引の場合など弊行が必要と判断した際には確認資料の提出をお願いすることがありますのであらかじめご了承ください。

(1) 商品が北朝鮮特産品、OFAC 制裁対象国特産品等の外国為替取引

A. 対象となる特産品等

北朝鮮特産品	あさり	うに	さるとりいばらの葉
	まつたけ	赤貝	うにの調製品
	なまこの調製品	ひらめ	はまぐり
	えび	しじみ	けがに
	あわび	かれい	ずわいがに
	たこ		
OFAC 制裁 対象国特産品	じゅうたん		
	ピスタチオ	ドライフルーツ	オリーブオイル
	タバコ	ラム酒	コーヒー
その他	中古車		

OFAC について

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。

OFAC 規制上の理由により、弊行でお取り扱いができないお取引は以下の通りです。

○お取引の当事者の所在地・関係国・関係地等、又は商品の原産国に、北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）が含まれている場合

○米国政府により特定されている、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの関与するお取引

あくまでも上記は例示であり、OFAC 規制の詳細については OFAC ホームページにてご確認ください。

B. 確認資料

(a) 仕向送金取引

下表①～④をご提出ください

項番	確認資料名
①	インボイス
②	輸入許可通知書または輸出許可通知書
③	船荷証券または航空貨物運送状
④	原産地証明書（商工会議所等公的機関が発行）

北朝鮮特産品以外で「原産地証明書」の提出が困難な場合は、取扱店にご相談ください。

(b) 仕向送金取引以外（被仕向送金等）

下表①～②をご提出ください

項番	確認資料名
①	インボイス
②	原産地と船積地を確認できる資料 （輸出許可通知書、船荷証券、原産地証明書等で公的機関が発行）

(2) 依頼内容にロシア（※）・ベラルーシ（それらの都市名を含む）または、中国の北朝鮮隣接都市が含まれる外国為替取引

（例：「船積地」、「貨物の仕向地」、「受取人住所」、「受取人名」、「受取人取引銀行名・支店名」等に以下に記載する国または北朝鮮の隣接都市名が含まれる場合）

A. 対象となる国または中国の北朝鮮隣接都市

国名/省名	北朝鮮の隣接都市	
ロシア (Russian Federation) (※)		
ベラルーシ (Republic of Belarus)		
中国 (People's Republic of China)	吉林省 (Jilin)	延吉市 (Yanji)
		琿春市 (Hunchun)
		通化市 (Tonghua)
		図們市 (Tumen)
		龍井市 (Longjing)
		和龍市 (Helong)
		敦化市 (Dunhua)
		長白県 (Changbai)
		汪清県 (Wangqing)
		安図県 (Antu)
	黒龍江省 (Heilongjiang)	牡丹江市 (Mudanjiang)
	遼寧省 (Liaoning)	丹東市 (Dandong)
		鞍山市 (Anshan)
		本溪市 (Benxi)
東港市 (Donggang)		

※ロシアについては、現在、受付いたしておりません。

B. 確認書類

(a) 送金目的が貿易の仕向送金取引

下表①～④をご提出ください

項番	確認資料名
①	インボイス
②	輸入許可通知書または輸出許可通知書
③	船荷証券または航空貨物運送状
④	原産地証明書（商工会議所等公的機関が発行）

「原産地証明書」の提出が困難な場合は、取扱店にご相談ください。

(b) 送金目的が貿易の仕向送金以外の取引（被仕向送金等）

下表①～②をご提出ください

項番	確認資料名
①	インボイス
②	原産地と船積地を確認できる資料 （輸出許可通知書、船荷証券、原産地証明書等で公的機関が発行）

(c) 送金目的が貿易外（モノの売買を伴わない取引）の取引

依頼人と受取人の関係を証明する資料（戸籍謄本）等の公的機関発行の確認書類
をご提出ください。

(3) 送金目的が貿易、かつ依頼内容に北朝鮮隣接の中国東北3省（それらの都市名を含む）が含まれる仕向送金取引

A. 対象となる中国東北3省

北朝鮮隣接の中国東北3省	吉林省（Jilin）
	黒龍江省（Heilongjiang）
	遼寧省（Liaoning）

B. 確認書類

下表①～④をご提出ください

項番	確認資料名
①	インボイス
②	輸入許可通知書または輸出許可通知書
③	船荷証券または航空貨物運送状
④	原産地証明書（商工会議所等公的機関が発行）

「原産地証明書」の提出が困難な場合は、取扱店にご相談ください。

(4) 送金目的が貿易外（モノの売買を伴わない取引）の仕向送金取引

A. 対象となる取引例

生活費、学費、システム開発費、サービス利用料、事務所経費、等

B. 確認書類

「3. お取引内容の確認資料の一例」を参考にご提出ください。

（「(2) 依頼内容にロシア（※）・ベラルーシ（それらの都市名を含む）または、中国の北朝鮮隣接都市が含まれる外国為替取引」は公的機関発行の確認資料が必要となります。）

※ロシアについては、現在、受付いたしていません。

2. 確認資料のご提出方法

外国為替取引のご依頼時に依頼書とともにご持参ください。

「Web 外国為替サービス」での取引の場合は、依頼時に確認資料 PDF ファイル形式で添付していただくことも可能です。

3. お取引内容の確認資料の一例

(1) 目的に関する確認資料

目的	ご提出いただく資料の一例
貿易全般 〔請求書 (INVOICE) は必須〕	輸入許可通知書、輸出許可通知書、請求書 (INVOICE)、船荷証券 (BILL OF LADING)、航空貨物運送状 (AIR WAYBILL)、貨物受取証 (FORWARDER'S CARGO RECEIPT)、原産地証明書 (CERTIFICATE OF ORIGIN)、加工証明書 (CERTIFICATE OF PROCESSING)、国際宅配便レシート、商品売買に関する契約書、発注書、納品書 等
生活費	ご依頼人とお受取人との関係を確認できる資料 (戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書、各国公的機関発行の公正証書 等) 住居改装や家具購入ならば、その請求書等
学費・留学費	授業料・入学金の請求書、入学許可証・学生証等の入学・在学の状況を確認できる資料
医療費	医療費の請求書等の入院・通院の状況を確認できる資料
宿泊費・渡航費	運賃、旅行先の請求書・予約票等の旅行の行程を確認できる資料
保険料	保険に関する契約書・請求書 等
投資	投資先との契約書、目論見書、投資資金の送金指示書、運用報告書、運用状況が分かるパソコン画面のコピー 等
出資	出資先の登記簿謄本・請求書、出資契約書、株主総会・取締役会議事録、出資先の内容が分かる資料 等
ローン・借入金返済	貸借契約書・融資契約書 等
サービス利用・業務委託	サービス利用や業務委託に関する契約書・請求書 等
不動産購入	不動産売買に係る契約書、請求書、買付証明書 等
ご自身の外国銀行口座への預金振替	送金相手口座の預金明細等の口座名義と口座番号が確認できる資料

(2) 原資に関する確認資料

原資	ご提出いただく資料の一例
物品の販売代金	契約書、取引に係る書類 等
給与	給与明細、源泉徴収票、雇用契約書、給与振込口座の通帳 等
年金・助成金	お受け取りが確認できる通帳・入出金明細 等
運用に関する資金 (配当金等)	運用に関する契約書、運用元での解約関係書類 等
不動産関連収入	不動産賃貸に係る書類 (賃貸収入が確認出来る書類)、不動産売買契約書 等
保険金	保険会社の支払金に係る書類 等
相続	相続関連書類 等

お取引の内容により、公的機関発行の確認資料が必須となる場合がありますのでご留意ください。

以 上